

委託相談支援事業所とは？

寒川町から「相談支援機能」を受託し、障がいのある方、ご家族の日常生活における不安や困りごと、各種サービスの利用等のご相談をお受けいたします。また、それらに関わる関係機関との連絡調整、事業所の斡旋およびサービス内容の調整などを行います。ご相談者のご意向に沿いながら、おひとりお一人がこの町で自分らしく生活できるよう、みなさんと一緒に考えるパートナーです。

特定非営利活動法人藤沢相談支援ネットワークは、平成25年10月に市内の障がい福祉に携わる諸法人の協力のもと特定非営利活動法人として設立し、中立・公正な位置づけとして藤沢市より基幹相談支援センターの業務委託に至りました。平成28年4月には藤沢市より「藤沢市発達障がい者相談支援事業」(リート)、神奈川県より「湘南東部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター」「発達障がい者地域支援マネージャー」の業務委託を受け、平成29年4月から寒川町より委託相談支援事業の業務委託を受け、「寒川町障がい者相談支援事業所ゆいっと」を開設しました。地域の相談事業の中核として一層の充実を図っていきたいと思います。私たちは、誰もが自分らしく暮らすことができる地域社会を目指しています。

交通案内・アクセス *相模線倉見駅徒歩6分



特定非営利活動法人
藤沢相談支援ネットワーク
寒川町障がい者相談支援事業所

ゆいっと

住所：寒川町倉見 623-2

ご相談・お問合せ

TEL 0467-39-5537

FAX 0466-39-5475

*受付時間：月曜日～金曜日

(祝日及び年末年始を除く)

8:30～17:30

ゆいっと

寒川町障がい者

相談支援事業所

【寒川町委託相談支援事業】



ひとり一人の思いを大切に・・

わたし達は、誰もが自分らしく暮らして
いけるよう、みなさんと一緒に考えます。



はじめに

ゆいっとは、寒川町から特定非営利活動法人藤沢相談支援ネットワークが相談支援事業の委託を受け、障がいのある方やそのご家族への日常生活などの相談を行っております。

ゆいっとの名前の由来…

「ゆいっと」とはフランス語で数字の「8」といった意味があります。「8」を横にすると「∞（無限）」になります。「相談者の可能性と地域の可能性を最大限に引き出し、無限につながるネットワークを構築し、だれもがうけ入れられ、認め合える地域づくりを根ざしたい」という思いを込め、「ゆいっと」と名付けました。

サービス等利用計画とは？

指定相談支援事業者（指定特定相談支援事業者または指定障害児相談支援事業者）が、障害福祉サービス等の利用を希望する障害者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成するもので、サービス利用者を支援するための総合的な支援計画（トータルプラン）です。

計画の作成にあたっては、利用者（相談者）等と指定相談支援事業所との契約が必要です。計画作成の利用負担はありません。



ゆいっとは4つの事業を行います。



1. 相談支援事業



寒川町内在住の障がいや難病のある方、そのご家族等へ、日常生活の困りごと、障がい福祉サービス等の紹介、情報提供などを行います。

《対象》

寒川町に在住の障がいがあるご本人及び、そのご家族

《料金》

原則無料。

（ただし、訪問等のご相談に関しては、交通費等がかかる場合がございます。その場合は事前にご相談します）

《ご相談の流れ》

電話で相談日の予約

予約された相談日に来所・訪問

相談

必要に応じて他機関の紹介

2. 相談支援強化事業



専門的な相談支援を要する事柄や寒川町地域自立支援協議会を構成する相談支援事業所等のバックアップを行うとともに、地域への相談支援の普及啓発に努めます。

3. 住宅入居等支援事業



アパート等の入居希望に対し、不動産業者への物件斡旋依頼や入居手続き等の支援を行います。また、入居後も生活上の困りごとや不安に対しての相談支援を行い、必要時応じて各機関との連携を図り、地域での生活が継続できるよう支援します。

4. サービス等利用計画

- サービス等利用計画作成にあたり、希望する生活や目標を伺うために、面談を行います。
- サービス等利用計画（案）作成後、相談者と関係機関を招集した会議（個別支援会議）を実施します。
- サービス利用計画等の内容について、一定期間ごとにモニタリング（計画の見直し）を行います
- 計画の作成やモニタリングにあたっては、担当相談支援専門員が利用者のご自宅等を訪問します